

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・定率法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末の自己都合による要支給額に基づいて計上している。

・賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転を伴わないファイナンスリース取引については、通常の賃貸取引に準じた会計処理を行っている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	692,339	0	0	692,339
地域貢献事業実施準備資金	6,500,000	0	0	6,500,000
小 計	7,192,339	0	0	7,192,339
合 計	12,192,339	0	0	12,192,339

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財産から の充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	5,000,000	0	5,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	692,339	0	0	692,339
地域貢献事業実施準備資金	6,500,000	0	6,500,000	0
小 計	7,192,339	0	6,500,000	692,339
合 計	12,192,339	0	11,500,000	692,339

4. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
退 職 給 付 引 当 金	692,339	0			692,339
賞 与 引 当 金	800,667	903,333	800,667		903,333
合 計	1,493,006	903,333	800,667	0	1,595,672

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 格	減 価 償 却 累 計 額	期 末 残 高
什 器 備 品	803,619	370,827	432,792

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補 助 金 等 の 名 称	交 付 者	前 期 末 残 高	当 期 末 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	貸 借 対 照 表 上 の 記 載 区 分
補助金						
県 連 補 助 金	一般社団法人 埼玉県法人会連合会	0	1,648,000	1,648,000	0	一般正味財産
助成金	公益財団法人	0	23,101,200	23,101,200	0	指定正味財産
全 法 連 助 成 金	全国法人会総連合	0	712,000	712,000	0	一般正味財産
合 計		0	25,461,200	25,461,200	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	23,101,200
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	0
合 計	23,101,200

8. 関連当事者との取引の内容

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他

正味財産期末残高23,712,559円から基本財産5,000,000円と特定資産6,500,000円を控除した額12,212,559円は遊休財産の限度額37,271,162円を25,058,603円下回った。新型コロナウイルスが感染症法上2類から5類に移行し、徐々に支部事業等も増加しており、令和2年度に基準を超過した遊休財産規定については十分クリアしている。